

宝達志水町新型コロナウイルス感染防止資機材等購入費補助金（第2弾）交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、宝達志水町新型コロナウイルス感染防止資機材等購入費補助金（第2弾）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業の内容）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、飛まつ感染防止用具等の資材等を新たに導入する取組とする。

（補助事業対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内で令和3年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 町内に事業所及び本店を有する中小企業者又は宝達志水町商工会に加入している事業者若しくは町内に主たる事業所を有する個人事業主であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと又は納税相談を行っていること。

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年4月28日以降に開始した補助事業（契約又は発注をした補助事業を含む。）に必要な経費（税抜）で、令和4年2月28日までに請求及び支払行為が完了するものうち、別表に定める経費とする。ただし、他の町補助金、助成金等と重複する経費は、対象外とする。

（補助率及び補助金額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の5分の4以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助上限額は、20万円を超えない範囲とする。

（補助対象期間）

第6条 補助事業の補助対象期間は、令和3年4月28日から令和4年2月28日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年1月17日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて申請者に報告を求めるものとし、申請者は、これに協力しなければならない。

（決定の通知）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 補助金の額が増額となる変更をする場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の減額をする場合
- (3) 事業内容の重要な部分を変更する場合
- (4) 補助事業を中止する場合
- (5) 補助事業を廃止する場合

（交付決定前の着手）

第10条 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業の完了（令和4年2月28日までに請求及び支払行為が完了するものに限る。）後速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 規則第16条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする交付決定者

は、補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、1回を限度とする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、規則第17条第1項の規定により交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) この告示の規定に違反した場合又は補助金を他の用途に使用した場合

(2) 補助事業に関して補助金の交付決定及び額の確定通知書の内容又はこれに付した条件に違反した場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定及び額の確定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を期日を定めて命じるものとする。この場合において、補助金の返還を求められた交付決定者は、町長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費

項目	内容
衛生対策に係る経費	・客と店員を隔てる遮蔽のためのビニールカーテン又は衝立の購入及び設置に係る経費 ・空気清浄機又は加湿器の購入に係る経費等
感染予防に係る経費	・カウンター又はテーブルの改修に係る経費 ・センサー式の水道蛇口の導入のための施工に係る経費 ・咳エチケットをお願いするポスターの作成に係る経費 ・客同士の距離を保つための床表示の資材購入に係る経費等

2 補助対象外経費

- (1) 人件費（従業員の給与等）
- (2) 公租公課（消費税、地方消費税等）並びに借入れに伴う元金及び支払利息
- (3) 補助金申請に係る費用及び税務申告、決算書等作成のための税理士等に支払う費用
- (4) 不動産購入費、家賃等の固定経費
- (5) 接待交際費等（飲食及び接待費等）
- (6) 官公署に支払う手数料（印紙代等）及び振込手数料
- (7) 汎用性があり目的外使用になり得るもの（一般事務用パソコン、デジタル複合機、車両等）
- (8) 事務用品等の消耗品に係る経費
- (9) 既存の製品、商品等の単なる販売又は生産に係る経費
- (10) 用途が特定できない費用及び公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用